

議案第二十六号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「特別きよ出金等」を「きよ出金の払いもどし」に、「第一百十二条・第一百十三条」を「第一百十二条―第一百十四条」に改める。

第三条第一項第二号中「及び夏秋蚕繭」を「、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭」に、「噴火による災害及び病虫害」を「噴火による災害、火災、病虫害及び獣害」に改める。

第十六条第三項中「他の市町村の長又は警察官の証明書」を「警察官の証明書又はこれに準ずる書類」に改める。

第二十二条第二項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第二項」に改める。

第二十七条第一項中「共済金を合計して得た金額（以下この条において「合計共済金額」とし。）を「共済金額」に「合計共済金額」を「当該共済金額」に改める。

第三十二条第三項中「法第九十九条第四項」を「法第九十九条第五項」に改める。

第三十七条第二号を「二 初秋蚕繭 ○、五箱」に改め、同条に次の一号を加える。

三 晩秋蚕繭 ○、五箱

第三十八条第一項中「又は夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭又は晩秋蚕繭」に改める。

第三十九条第一項及び第二項中「又は夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭又は晩秋蚕繭」に改める。

第四十条第一項中「及び夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭及び晩秋蚕繭」に改め、同条第二項中

「又は夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭又は晩秋蚕繭」に改める。

第四十一条第一項中「又は夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭又は晩秋蚕繭」に改める。

第四十二条中「夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭」については桑の発芽期から初秋蚕繭の収穫をするに至るまでの期間、「晩秋蚕繭」に改める。

第四十三条第一項第二号を「二 初秋蚕繭 六月十日」に改め、同項に次の一号を加える。

三 晩秋蚕繭 七月十日

第四十五条第二号を「二 初秋蚕繭八月十日」に改め、同条に次の一号を加える。

三 晩秋蚕繭 九月三十日

第四十九条第四項中「法第九十九条第四項」を「法第九十九条第五項」に改める。

第五十四条第一項中「牛をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第六十九条第一項第一号中「牛又は馬に係る」を削り、「からニ」を「からハ」に改め
同号イ中「三十頭以上」を「五十頭以上」に、「ニ」を「ハ」に、「及び家畜共済加入者
が馬につき支払うべきものにあつては、」を「、肉用牛で第三条第一項第三号に掲げる牛
であるものの当該共済掛金期間の開始の時に於ける飼養頭数が四十頭以上である家畜共済
加入者が肉用牛につき支払うべきもの及び家畜共済加入者が馬につき支払うべきものにあ
つては共済掛金の五分の二、家畜共済加入者が種豚につき支払うべきものにあつては、」
に改め、同号ロを削り、同号ハ中「六頭以上二十九頭以下」を「三頭以上四十九頭以下」に、「
ニに規定するものを除く。」を「（ハに規定するものを除く。）及び肉用牛で第三条第一項
第三号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時に於ける飼養頭数が三十九頭
以下である家畜共済加入者が肉用牛につき支払うべきもの」に改め、同ハを同号ロとし、
同号ニ中「十分の三」を「三分の一」に改め、同ニを同号ハとし同項第二号中「牛又は馬
に係る」を削り、「共済掛金のうち死亡及び屠用による損害に対応する部分の二分の一」
を「、牛又は馬に係るものについては共済掛金の五分の二、種豚に係るものについては三

分の一」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「牛又は馬についての」及び「、種豚に係るものにあつては第三号」を削り、同項第一号中「及び第三号まで」を削り、「ニ」を「ハ」に改め、同項第二号中「共済掛金のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の二分の一」を「牛又は馬に係るものについては共済掛金の三分の一」に改め、同項第三号を削る。

「第四章 特別きよ出金等」を「第四章 きよ出金の払いもどし」に改める。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

第百条中「又は当該農業共済組合若しくは、この町に納付した特別きよ出金」を削る。

第百十三条を第百十四条とし、第百十二条の次に次の一条を加える。

(新規開田地等についての特例)

第百十三条 昭和四十七年四月一日以後にその造成が完了した耕地又はその日において既に耕地である土地であつて、その日前三年間において水稻の耕作が行なわれたことのないもの(以下「新規開田地等」という。)において行なり水稻の耕作は、第二十条第一

項第一号、第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、その耕作を行なう者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、鳥取県知事が、その者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき、次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行なう水稻の耕作についてはこの限りでない。

一、水稻の耕作の目的に供するため、国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和四十四年三月三十一日以前にその造成が完了したものを除く。）において、水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

二、米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため、水稻の耕作を行なわなかつたことにより法第百五十条の二第一項第二号に掲げる耕地に該当することとなつた耕地において、水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

三、水稻の耕作を行なう耕地（新規開田地等を除く。以号において同じ。）が土地収用法（昭和二十三年法律第二百十九号）第三条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

四 水稲の耕作を行なう耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたこと、その他やむをえない事由により耕地を水稲の耕作の目的に供さないこととなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行なうこととなつたこと。

五 その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

第二十条又は第二十一条第三項の場合において、これらの規定により、この町との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕地に係る水稲のうち新規開田地等（前項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕作に係る水稲のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稲については、その者とこの町との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

晚秋蚕繭	四甲A	坂戸・福山・木地山・東小鹿・西小鹿・鎌田・森・牧・柿谷・大瀬・山田・今泉・本泉				
	四乙A	神倉・下西谷・福山・今泉・合谷・下谷 芻賀・小河内・俵原・大瀬・福本・横手・牧・坂本・赤松・坂戸・鎌田・山田・柿谷・森・久原・東小鹿・木地山・西小鹿・本泉	10000 円	六・一	三・一三・〇	
			10000 円	五・四	二・七二・七	

附録第一中「農作物通常標準被害率」を「農作物通常共済掛金基準率（水稻）」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第三十二条第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十條第一項及び第二項、第四十一條第一項、第四十二條、第四十三條第一項、第四十五條並びに第四十九條第四項の改正に係る部分の規定は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和四十七年二月一日から適用する。

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第二十二條第二項、第二十七條第一項及び第三十二條の規定は、水稻及び陸稻については、昭和四十七年産のものから、麦については昭和四十八年産のものから適用するものとし、昭和四十六年以前の年産の水稻及び陸稻並びに昭和四十七年以前の年産の麦については、なお改正前の条例（以下「旧条例」という。）第二十二條第二項、第二十七條第一項及び第三十二條の規定の例による。

3 新條例第三條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十條第一項及び第二項、第四十一條第一項、第四十二條、第四十三條第一項、第四十五條並びに第四十九條第四項の規定は昭和四十七年産の蚕繭から適用するものとし、昭和四十六年以前の年産の蚕繭については、なお旧條例第三條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十條第一項及び第二項、第四十一條第一項、第四十二條、第四十三條第一項、第四十五條並びに第四十九條第四項の規程の例による。

* この條例の施行前に開始し、この條例の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に關する加入者負担共済掛金については、なお従前の例による。

よ 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十九号）による改正前の農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）第四十七条第二項の規定により納付された特別きよ出金は、新条例第百条の規定の適用については、農業共済基金法第四十六条第一項の規定により納付されたきよ出金とみなす。